

第2章 板橋区におけるコミュニティ関連施策

第1章において、わが国においてコミュニティの持つ意味合いや役割について総論的に概観した。また、日本各地のコミュニティに関する具体的な事例を紹介した。本章においては、いよいよ板橋区におけるコミュニティについて、さまざまな観点から論じることとする。

1 板橋区のコミュニティ関連施策の取り組み

(1) 都市におけるコミュニティの変遷

板橋区のコミュニティ関連施策の状況を述べる前に、都市におけるコミュニティの移り変わりを概観し、さらに板橋区のコミュニティの沿革について、簡単に確認しておきたい。コミュニティの沿革を知ることが、今後行政が地域の活動組織とどのような関係を結んでいけばよいかを研究する上で重要な作業である。

「町内会・自治会」に関連するものとしては、既に江戸時代に地域集団組織化の重要な要素として、「町内(まちうち)」の自治が存在した。この町内には、公共的施設の管理、防犯、祭礼といった事象を通じ、自治行政制度としての側面と地域生活共同集団としての側面を持っていたとされる。

明治時代には、この町内が自治的能力の専門性を強めつつ次第に高め、「共同で努力すれば解決しうる共通の問題の共同処理のシステム」として、町内会の原型ができあがったという説がある。提唱者である都市社会学者の倉沢進(都立大学教授)は、その例証として明治6年学制施行に伴う小学校設立の事例を引く。しかし、こうした自治意識の芽生えも、明治政府のとした中央集権的な地方自治政策により、根本的な自治能力を発展させるには至らなかった。

明治時代後期に入ると、近代都市に固有の問題が「町内会」の組織化に刺激を与えることになる。まず、伝染病予防法に基づく明治33年の東京府令により、衛生組合の組織化が行われた。町村にあっては大字を一区域として設立された衛生組合は、塵芥除去、下水浚渫、消毒といった衛生事業のほか、蠅とりデー、結核予防デーなどの催しも行った。さらに大正12年の関東大震災という大規模な都市災害が、地域集団の組織化を促進することとなった。震災は、都市にすむ住民に直接大きな被害をもたらした。このため、

地域は結束してこの難関を乗り切ることが余儀なくされたのである。衛生組合や震災をきっかけに設立された地域組織は、その後親睦的な事業や文化的な事業もその目的に含め、それぞれの集団が独自に発展していった。

第二次世界大戦も地域組織に大きな影響を与えた。防空演習や配給といった戦時行政の展開は、区域内全戸加入の強固な集団組織化を必要とした。そして大政翼賛会の下部組織という性格を持つようになった組織は、本来の自主性を封じ込め、形式化、均質化していったのである。

戦後 GHQ は、町内会・部落会が統治機構の末端組織として果たしてきた事実を重く見て、町内会・部落会及び隣組を一斉に廃止する。

町内会廃止の政令が解除された昭和 27 年は、まだ戦後の混乱期を脱していない状況であって、防犯、環境・衛生など地域的な組織の共助的な活動が必要とされており、各地域に町会・自治会が復活した。

その後、地縁によるコミュニティである町会・自治会は、区行政と密接な関係を保ちつつ組織を固めていく。しかし、その一方で、高度経済成長の時期は、地方から都市への人口の一方的な流入が激しくなり、コミュニティを構成する区民の質が大きく変わった。新しく流入した住民は、既存のコミュニティ組織に加わらず、隣人の顔も知らないという状況が生まれる。そして地域の課題はすべて行政に持ち込まれることとなり、行政の肥大化を招いた。こうした「都市型コミュニティ」の出現は、「共同で努力すれば解決しうる共通の問題の共同処理システム」としてのコミュニティの意義を薄れさせ、地域は次第に自治能力を喪失していく。

このような状況の中、昭和 44 年に国民生活審議会のコミュニティ小委員会の答申「コミュニティ - 生活の場における人間性の回復 - 」が提出される。これにより、コミュニティが社会的に注目されるようになった。自治省が 46 年に「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を発表するに至り、日本のコミュニティ政策の方向性が確定し、地方自治体レベルでのコミュニティ関連施策が展開されるようになる。

(2) 板橋区におけるコミュニティ

板橋区の町会・自治会組織の歴史も、おおよそ上記のとおりの変遷をたどる。

平成 11 年発行の「板橋区史 通史編下巻」から、該当する部分を拾ってみよう。

第 5 章第 3 節に「町会の結成といとなみ」と題して町会・自治会の動きをまとめている。「板橋区では、関東大震災前の大正 11 年までに創立された町内会が 5 にすぎないの

にたいし、大正 12 年から昭和 8 年にかけて 50、とくに板橋区成立の昭和 7 年前後に 38 の町会の設立をみた。」(329 ページ) という記述から、関東大震災が、地域活動の組織化に影響を及ぼしたことが伺える。その性格に関しては、さらに続く記述に「その多くは塵芥掃除、下水浚渫、予防注射、清潔法の援助などの保健衛生事業をになった衛生組合と重なり」とあり、衛生組合が母体となっていることがわかる。

東京市は、昭和 13 年 4 月 17 日、町会整備に関する方針の大綱を発表するとともに、「東京市町会基準」を告示する。その目的の一つに「町会を東京市の末端に基礎づけて日中戦争開始後の国民精神総動員運動をはじめとする銃後の市民強化訓練を促進することをめざした」ことが挙げられている。これにより地域団体の整備が行政の強力な指導により進められた。板橋区では、昭和 14 年 2 月末までに町会の地域整備が完了し、現在の練馬区の区域を含め、101 町会を数えるに至った。これらの町会は、確かに体制の末端組織的な意味合いが強かったが、一方で、隣保扶助組織としての側面も亡失したわけではなかった。その一例として、昭和 14 年 5 月に発生した大日本セルロイド東京工場爆発火災事故の際、志村町会と志村小豆沢町会のおこなった救援活動を挙げることができる。

戦後の板橋区の町会活動については、第 10 章第 4 節に記述がある。

昭和 27 年の政令 15 号の廃止により、板橋区の町会も復活した。それは、昭和 30 年代にいちじるしく増加し、昭和 34 年には板橋・上板橋地区の町会を主軸とする板橋町会連合会が組織され、さらに区内全域の町会が参加する「板橋区町会連合会」が誕生し、現在に至る。このあたりの事情は、町会連合会の記念誌である「悠久の町連」や「飛躍の町連」でうかがい知ることができる。

(3) 板橋区のコミュニティ施策

ここまで、東京を代表とする都市のコミュニティの変遷と、それに伴う板橋区の地域組織の状況をみてきた。ここでは、これら地域の活動組織に対して、区が行政としてどのような立場をとってきたかをみることにしよう。

戦前から終戦まもない時期までの町会と行政の関係については、これまでも述べてきたように、行政活動を円滑に進めるための末端組織としての位置付けがなされていた。

高度成長時代の新住民の大量流入という現象が、都市におけるコミュニティの機能を衰退させ、地域における様々な問題が社会問題として顕在化したとき、従来のコミュニティに対する取り組みを転換する必要が生まれた。

昭和 44 年の国民生活審議会のコミュニティ小委員会の答申「コミュニティ - 生活の

場における人間性の回復 - 」がこれを端的に表している。すなわち、コミュニティを「生活の場で、市民としての自主性と責任を自覚した個人、家庭を構成主体とし、地域性と各種の共通目標を持った」ものとしてとらえ、「住民の自主性と責任制に基づいて多様化する各種の住民要求と相違を実現する集団」と位置付けたのである。この答申を受け、自治省は、46年に「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を発表した。小学校の通学区域程度の規模を基準としたモデルコミュニティを設定し、「快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むために、近隣社会の生活環境の整備」を推進しようというものであった。これによって日本のコミュニティの基本的な考え方・枠組みが定まり、各自治体でコミュニティ関連施策に取り組むこととなった。

板橋区においてコミュニティが施策の形で取り上げられるのは、昭和50年6月に策定された板橋区長期基本計画においてである。

「長期基本計画策定にあたっての考え方」の中の生活という項目に、「地域社会における住民相互の交流・連帯を助長し、快適な生活環境を形成していく。」とあり、これがこの時点における区としての基本的な原則である。具体的には、地区別計画に「コミュニティ計画」が位置付けられており、コミュニティに対する区の考え方がまとめられている。基本的な考え方として、国民生活会議のコミュニティ小委員会の答申におけるコミュニティの定義を引いた上で、「あくまでも住民側の主体において考えられる集団であるべきで、そこでは、行政側は、組織と活動への干渉を極力避け、区民意識と自主性の助長に努めるべきである。」とした。具体的な施策としては、a. コミュニティ形成のための便宜と機会の提供、計画の立案・事業の実施の過程で努めて住民の参加を求める。b. 住民の自主的活動を推進するための施設や便宜の提供、あつ旋、情報のサービス、場合によっては資金の援助、専門家の派遣をおこなう。c. コミュニティセンター機能をもつ拠点施設を設置していく、としている。ここで想定しているコミュニティの形態は、「住民の生活圏に応じて形成されるべきもの」との記述から、基本的には町会・自治会を想定していると思われる。

昭和49年、地方自治法の改正により、区長公選制など、自治権の拡充がなされるとともに、区の将来の方向を明らかにする「基本構想」の策定が義務付けられた。板橋区最初の基本構想は、上記の長期基本計画策定のあと、昭和53年3月の本会議で可決されたものである。しかし、この基本構想（53年）には、コミュニティ活動の推進とか、住民の自主活動の促進などといった文言は一切出てこない。ただ、「連帯感で結ばれた福祉

のまち」という将来像の一つの柱の記述の中に、「区民それぞれが協力し合い、乳幼児から老人まで安心して生活できる連帯感でむすばれたまちづくりにつとめる。」とあるだけである。コミュニティは、あくまで住民主体で考えられるべきであるという長期基本計画（50年）の考え方が踏襲されたものと言える。

この53年の基本構想は、その後、低成長時代の到来、高齢化、国際化、情報化のいわゆる「三化け」という区政及び区民生活を取り巻く社会的環境の変化に応じて改正されることとなる。昭和59年のことである。この基本構想（59年）では、コミュニティが重要視されている。まず、構想を貫く二つの基本理念の一つに「地域性の尊重」を掲げたことである。「地域の人々が、地域問題の解決にあたっては自ら主体的に参加し、連帯していくことが重要であり、こうして生じた地域からの発想は十分尊重されなければならない。」と規定された。これは、基本構想（53年）に、地域活動の記述がないことから比べると、大きな相違である。また、施策の大綱の5本柱の一本に「連帯と交流にささえられ、すすんでつくるすみよいまち」を据え、コミュニティが区の施策の重要な柱であることを明確にした。この施策の方向の記述を抜書きしてみよう。

[1] コミュニティ活動の活性化と支援

地域住民による各種コミュニティ活動の活性化をはかるため、情報の提供、コミュニティイベントの開催、リーダーの養成など活動への援助を進めるとともに、既存施設の有効活用を含めたコミュニティ施設の体系的整備や地域住民による自主的管理を進める。

[2] 地域住民によるまちづくりの推進

自らの住む地域を自らが点検し、その地域の特性に根ざした住民主体によるまちづくりを推進して地域住民のコミュニティ意識の醸成をはかる。

この基本構想を実現するための、長期的な施策の方向や具体的な事業計画を示したのが、昭和60年3月策定の基本計画である。この基本計画（60年）は、昭和60年度から70年度までを計画期間とした11年間の長期計画である。ここでは、基本構想（59年）の施策の大綱に沿って、施策体系の大分類の一つにコミュニティを位置付け、具体的な事業を明らかにしている。計画事業として掲げられたのは8事業である。小項目のコミュニティ活動の支援体制の確立では、（ ）コミュニティ人材バンク制度の創設、（ ）コミュニティ推進協議会の設置、小項目のコミュニティ施設の体系的整備と有効活用では、出張所、区民センター、集会所、保養所、葬祭場、生活館の新設や整備または改

策が計画化された。このうち、コミュニティ推進協議会の設置は、事業目標としては、「コミュニティ活動を総合的に推進していく機関として区内の各種コミュニティ団体参加による推進組織を設置する」とされ、講座や講習会の開催、人材バンクの制度、調査・研究、コミュニティづくりの指導・相談、リーダーの養成、各種コミュニティ事業をその機能としている。コミュニティ活動の推進組織を、従来の町会・自治会だけでとらえる考え方から一歩進み、各種コミュニティ団体による新たな組織化を目指したものと考えられる。このような考え方は、昭和 62 年 3 月に報告された、「いたばしコミュニティ白書 '87 地域からのメッセージ」に色濃く反映されている。この白書は、町会・自治会にとどまらない様々なコミュニティ活動が現に活発になっていることを、多くの事例を挙げて紹介している。「人々は、活動・場・もの・メディアとのかかわりを通じて、様々な『縁』に結ばれている (p41)」とし、多様な縁を媒介に地域活動が生まれているとする。その他、第三章に「コミュニティ活動のすすめ」と題して、コミュニティに関する様々な認識を多方面から掘り起こしている。

「いたばしコミュニティ白書」は、板橋区が基本構想や長期基本計画以外でコミュニティに関する方向性を明らかにした初めての書物である。立教大学の奥田道大教授をはじめとする調査研究の陣容は、区のコミュニティ施策に関する取り組みへの意気込みを感じさせる。その証左として板橋区は、昭和 63 年の「コミュニティ活動推進調査」、平成元年の「板橋区コミュニティ推進調査」と矢継ぎ早にコミュニティ活動に関する調査報告書を発表している。そこに示された考え方は、究極的には「いたばし方式のコミュニティ組織」の提案である。区のコミュニティ施策の方向性を探る上でこの二つの報告は重要な位置を占めると思われるので、少し詳しく内容を取り上げてみたい。

(4) コミュニティ活動の推進に向けて

まず、昭和 63 年 3 月の「コミュニティ活動推進調査」である。三部構成の第一部は、「コミュニティ活動を支える組織と人」と題して、「町内会・自治会」をめぐる動きを解説した上で、町会・自治会に後続するグループ・組織、新世代を担う各種グループ・サークル活動を取り上げている。その内容を要約すると、次のようになる。

町会・自治会は、これまでのコミュニティ活動を支えてきた組織として重要な役割を果たしてきた。しかし、地域における活動はそれだけではなく、町会・自治会の周辺や後続のグループとして、婦人団体協議会や P T A、ボランティアグループなどが様々な活動を行っている。

第 部の「コミュニティ活動と行政をつなげるもの」と題して、行政と地域を結ぶ中間組織の一般的なモデルを分析している。

コミュニティ組織を行政との関係からとらえたとき、大きく3種類に分類することができる。行政の末端組織としての「地区包括型」、様々な団体が同等の責任と発言権をもつ協議体としての「住民自治協議会型」、固定的な組織をおかず必要に応じてそれぞれの団体がコミュニティの組織に流動的かつ持続的に参加できる「人とネットワーク型」の3種類である。これを行政と住民の間の中間組織として分類すると、地区包括型に対応するものとして「地区町会連合会方式」、個々の団体が同等の立場で地域の問題を協議する「地区協議会方式」、住民をまとめる組織としてみるのではなく、人と情報を連関する結節点として考える「センター方式」に分類される。

第 部の「コミュニティ活動を進める上での行政指針」では、都や他区のコミュニティ組織を分析しつつ、板橋区に相応しいコミュニティ組織のあり方を提言している。

地域には、「コミュニティ白書」でも明らかにしたように、各世代にわたる住民が、地域を舞台に様々なコミュニティ活動を展開している。従来、中間組織として町会・自治会を主たる対象とする「地区町会連合会方式」を採用してきた。しかし、地域社会の大きな変化の時代にあって、これからはこの関係を抜本的に見直し、「地区協議会方式」を取り入れることを提言している。最終的には「組織」中心の地区協議会（＝公式セクター）と「人」中心の市民生活会議（＝非公式セクター）とのゆるやかな二層性において捉える。これを「いたばし方式のコミュニティ関連組織」と称する。

平成元年3月の「板橋区コミュニティ推進調査」では、先の「コミュニティ活動推進調査」を受け、ここで提案された「いたばし方式のコミュニティ関連組織」を支援する具体的な施策提言を行っている。

次のように、4つの施策提案がなされている。

いたばしコミュニティ人材ネットワーク

まちづくりセンター設置構想

コミュニティ・ワークショップ

出張所・職員の対応

これらの詳細な内容についてはここでは割愛する。ただ、これらについて実際にどのように事業化されたかを、次表に掲げる。

「コミュニティ推進調査」における提言の到達状況について

	項 目	到 達 状 況 等
1	いたばしコミュニティ人材ネットワーク	平成2年度に構築したが、媒体であるコミュニティメディアターミナル(パソコン通信の活用)が情報通信技術の進展等により廃止されたことに伴い、平成8年度をもって廃止された。
2	まちづくりセンター構想づくり	平成3年策定の総合実施計画の中で、「コミュニティ総合センター」の基本構想策定が計画化されたが、平成5年度のローリングの際計画から外された。平成8年策定の基本計画にも計画化されなかった。
3	コミュニティワークショップの実施	実際のまちづくりの中でワークショップの手法が活用されている。 (事例) 1) コミュニティマップの作成 2) 防災まちづくり計画の提言 3) エコポリスセンターでの「板橋エコロジー講座」 4) 赤塚溜池公園、徳丸が原公園でのビオトープづくり 5) けやき公園での公園づくりワークショップ
4	出張所・職員の対応	1) 中間組織として地区協議会方式の提案に対し、モデル地区を2地区設定し、推進組織の検討を行っている。 2) コミュニティメディアターミナルは、設置・稼働されたが、インターネットに代表される情報化の急展開を背景に、発展的に廃止された。 その他に提案されたものについては、実施されていない。

これまで述べたコミュニティに関する三つの報告書に示された方向性は、平成3年3月に策定された「板橋区総合実施計画」に受け継がれていく。総合実施計画は、基本計画(60年)の下位計画にあたるが、実際には基本計画策定時からの社会情勢の変化に対応した中期的な基本計画に他ならない。計画年度も平成3年度から7年度の5か年にわたり、通常の実施計画よりも長期間の計画である。計画の特徴的な内容としては、第一に、基本計画(60年)では文化の施策に分類されていた「国際交流の推進」が、コミュニティ施策に分類されたことである。外国人との交流の問題が、明確にコミュニティの課題として認識されたことになる。第二には、3つの報告書を受け、計画事業に「コミュニティ推進組織・コミュニティ総合センターの設置」が位置付けられたことである。事業の概要を抜書きしてみよう。

コミュニティ活動を総合的に推進していく機関として、区内コミュニティ団体の参加による推進組織を設置するとともに、板橋区のコミュニティ活動を支援する拠点施設として、相談・交流・情報の収集提供、調査研究等の機能を持つコミュニティ総合センターの基本構想を策定する。

この内容は、明らかに一連のコミュニティ活動調査報告を受けたものである。しかし、バブル崩壊に伴う財政事情の悪化は、施設建設事業計画を直撃し、平成6年3月に実施した計画のローリングの際に、ほかの施設計画同様この事業計画そのものが計画外とされた。

(5) 学校を中心としたコミュニティづくり

平成7年11月に議決・改定された基本構想(7年)は、施策の大綱として環境に重きをおいたため、従来大分類の一つの柱であったコミュニティは、教育や文化の項目と並び、「こころ豊かなふれあいのあるまちづくり」の中に収められてしまう。基本構想(7年)に記載されたコミュニティ関連の記述は次のとおりである。

町会・自治会などこれまでの地縁的なコミュニティ活動に加え、趣味や関心などを共有する区民の自主的な活動を支援し、多様なコミュニティ活動の展開をはかる。

コミュニティの推進組織を町会・自治会だけでなく趣味や関心の「縁」によるコミュニティにもスポットをあてようという方向性は変わっていない。

基本構想の改定に伴い、新たな基本計画が策定された。「いたばし2005計画」と命名されたこの長期基本計画は、コミュニティの分野で特徴的な計画となっている。すなわち、「戦略的計画」として「学校を中心としたコミュニティづくり」を掲げたことである。ここでいう戦略的計画というのは、従来の縦割りの課題ごとによる施策から、より総合的かつ効果的な行政運営をはかるためのパイロット事業としての性格を計画とされている。学校を中心としたコミュニティづくりの考え方から一部を抜粋する。

区民が自主的に多様で創造的な活動を活発に繰り広げる場として学校を位置付け、これを積極的に活用することにより地域の活力を高めていく。

つまり、地域活動を展開する拠点として学校を活用することにより、その地域の様々なコミュニティ活動が活発になり、結果的にコミュニティが活性化していくという考え方である。学校をターゲットにしたのは、昭和46年の「コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱」が、小学校の通学区域程度の規模を基準としたことが影響していることは容易に想像しうるが、それだけでなく、学校という地域資源が、「地域にバランスよく配置され、教室、体育館、校庭など施設・設備が整っており」地域活動の場として適していることが大きな理由とされている。

施策の方向として次の4つが挙げられている。

- ・ コミュニティ活動の拠点としての活用

- ・ 地域交流学習の推進
- ・ コミュニティスクール構想の策定
- ・ コミュニティモデル校の整備

このうち、上二つは、教育委員会のみならず様々な主体が学校を活用した事業を展開しており、実現されているが、コミュニティスクール構想やこれに基づくコミュニティモデル校の整備は、手つかずとなっている。

(6) 新たな地域活動の潮流

ここまで区のコミュニティの歴史を概観し、コミュニティに対する区の施策の方向性を基本構想や長期基本計画を中心にまとめた。地域の課題をすべて行政が解決するのではなく、できるものは地域で解決する力やシステムあるいは組織を構築しようというのが基本的なスタンスであったかと思う。地縁的なコミュニティ組織である町会・自治会だけでなく、様々な活動主体が地域にはあり、これらを取り込むことにより地域の活力をより高めていこうという考え方は、早くから存在していたことが確認できた。

次節において、こうした考え方に沿って行政運営が行われている現状を調べていくが、最近ではNPOやNGOという行政側からいえば新たなセクターがその活動を顕在化させている。また、阪神・淡路大震災を契機としたボランティア活動の普及も目覚ましいものがある。行政としては、既に各々の部所において、これらの団体との協力関係が構築され事業を展開しているところもある。しかし、一般論として、地域の課題の解決にあたり、こうした新たな活動団体との間にどのような関係を結ぶべきかということは明確になっていない。当分科会における今後の研究課題の一つであろう。

2 板橋区におけるコミュニティ関連施策の体系

板橋区における、まちづくりやコミュニティに関連する施策を、第2次実施計画に沿って整理すると、次のようになる。

(1) 安全で快適なまちづくりの分野

ア 都市防災不燃化の促進

仲町・弥生町・南常盤台一丁目において、地区住民（板橋区防災まちづくりの会）が区長に提案した「防災まちづくり計画」に基づき、防災広場などの地区防災施設の整備を進めている。

イ 建築物の耐震診断の促進

東京都防災ボランティア制度を活用して、板橋区建築物応急危険度判定委員会を設置している。

板橋区建築物応急危険度判定委員会の活動は、「：地震発生後速やかに、かつ短時間に建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。」「：平常時においては、木造住宅の簡易耐震診断の支援を行う。」

ウ 行き止まり道路の緊急避難路整備

行き止まり道路について、災害時に2方向の避難路を確保するため、行き止まり先の宅地の権利者と板橋区とが協定を結び、通路の確保に努めている。

エ 防災リーダー等の養成

区民防災大学を開講して、災害時の区民対応に不可欠な知識・技術の普及を行っている。（防災大学コース：本科・救急・上級救命技能・防災ボランティア）

オ 住民防災組織の充実

区民参加による防災訓練の実施 区民消防隊ポンプ操法大会の実施
住民防災組織本部長を対象とした住民防災組織本部運営講習会の実施
区民が一泊の避難所生活を体験する避難所体験学習の実施

カ 食料等民間協力の確保

災害が発生した場合の区への協力に各種協定が締結されている。

《例》スーパー等と食料品・日用品等の供給 大規模住宅等と防災備蓄倉庫の無償使用
深井戸所有者と井戸の維持管理・運用 私立学校等と避難所施設の設置

キ 都市計画マスタープランの策定

策定にあたって区内関係団体の代表を委員とした「板橋区都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置した。

原案の説明会を各出張所単位で行い、それぞれの地域から意見聴取を行った。

また、タウンモニターへのアンケート並びに区内中学校の生徒会へのアンケートを実施して、幅広い区民からの意見を取り入れるよう努めた。

ク 市街地再開発事業の推進

大山駅周辺地区において、区が地元「まちづくり素案」を提案し、それをもとに地元住民との話し合いを続け、まちづくりに向けた検討を行っている。

ケ 木造賃貸住宅地区の整備促進

木造賃貸住宅地区において、住環境・住宅水準の向上並びに良質な住宅の供給を目的とした、木造賃貸住宅地区整備促進事業の導入や実施に向けて、区域内の土地所有者や利害関係者と協議を行っている。

コ 地区計画の推進

地区の特性にふさわしい良好な市街地をつくるため、地区計画の策定に向けて、区域内の土地の所有者や利害関係者と協議を行っている。

加賀一・二丁目地区においては住民組織「加賀のまちづくり協議会」が発足している。

サ 細街路の拡幅整備

地域の生活環境の改善と防災上の安全確保の観点から、建築基準法第42条第2項道路の後退用地及びすみ切り用地の整備について、建築主と区とが協議を行っている。

(2) ともに支えあうあたたかいまちづくりの分野

ア 健康づくり活動の推進

「健康福祉都市宣言」に基づき健康と福祉のまちづくりを区民との協働により進める。

イ 健康づくり推進体制の整備

健康づくりを総合的・体系的に推進するため、推進協議会を設置し、地域健康会議を開くなど、健康づくり推進体制を整備する。

区民の多様な活動を推進する人材として、地域、職場、グループ等活躍する健康づくり推進員を養成する。

ウ 緊急通報システムの貸与

高齢者や障害者が家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、東京消防庁へ通報できる機器を貸与

緊急事態に駆けつける協力員は近隣の地域で予め確保しておく。

エ 社会参加の促進

高齢者や障害者が社会参加することにより、生きがいのある生活を送ることができるように、社会参加の場として福祉センター・いきいの家・通所訓練施設等の整備に努める。

障害者の自主的な活動を支援する。

高齢者や児童・生徒との世代間交流や、障害者と健常者との交流を促進し、共に生きるまちづくりを進める。

オ 老人クラブの育成・支援

高齢者の自主的活動団体で、健康づくりのためゲートボール、ダンス、芸能大会、作品展、囲碁・将棋大会、寿大学、福祉バザー、友愛訪問活動、道路・公園清掃等の社会奉仕活動を行っている。

区は各クラブ、連合会に補助金を支出している。

カ 子育て支援の充実

子どもに関する総合相談の実施や地域活動の組織化等の機能を担う子ども家庭支援センターを整備する。

キ 子ども家庭支援の充実

地域において、広く子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築するため、子ども家庭支援センターを新設する。

ク ベビールームの整備

低年齢児（2歳児以下）の保育需要に対応するため、家庭福祉員が集団で保育するベビールームを利便性の高い場所に整備する。

ケ 家庭福祉員の拡充

産休・育休明けからの低年齢児の保育受入れ体制を整備するため、家庭福祉員の確保を図る。

コ 健全育成の推進

関係諸機関や地域・家庭との連携により、児童の健全育成のための環境づくりに努め

る。

高齢者と子どもの交流を通じ、知識・技術・文化を継承し、ともに生きる意識を醸成する。

ボランティア活動など児童が地域で活動するための機会の確保に努める。

サ 地域福祉推進体制の整備

保健・医療・福祉の関係各機関及び地域におけるボランティア活動や民間活動団体の協力体制を確立する。

シ 保健・福祉活動を支える人づくり

地域における保健・福祉活動の担い手となるボランティアの養成・確保に努めるとともに、自主的な活動を支援し、熱意と能力のある人づくりを推進する。

(3) こころ豊かなふれあいのあるまちづくりの分野

ア コミュニティスクール構想の策定

戦略的計画として学校をコミュニティの核とするための方策を検討することになっているが、現在のところ進展していない。

イ 学校規模・学区域の適正化の検討

学校適正規模及び適正配置審議会において検討中である。審議会には、町会・青少年健全育成地区委員・青少年委員・PTA・公募区民を含む。

ただし、12年9月の中間のまとめには、コミュニティ関連の記述はない。

ウ ランチルームの整備

改修したランチルームで、地域の高齢者といっしょに給食を食べる「ふれあい給食」を実施している。

現在、小学校29校・中学校10校に設置済である。

エ 情報教育の充実

小学校全校にパソコンを導入（児童2人に1台の割合）

学校IT教育について検討中。昨年12月に中間発表。IT教育の推進、学校と地域・学校と家庭をつなぐツールとしての活用などを提唱している。

オ 学校運営協議会

小中学校ごとに開催

地域の有識者（企業・町会・民生児童委員他）や保護者（PTA役員・同窓会他）から学校運営に関する意見を聞き反映する。

力 学校公開

年2回、1週間の範囲内で日を決めて授業を公開する。

キ さわやか学習

区内の様々な職場（区役所・福祉施設等）で体験学習を行う。

ク 学校地域健全育成協議会

学校・PTA・保護者の他、地域から代表が出席して地域における児童生徒の健全育成について検討する。

地域からは、町会・出張所長・民生児童委員・保護者・警察が参加している。

ケ 学習機会の拡充と内容の充実

生涯学習として多様なメニューを用意し、女性や高齢者の社会参加・仲間作りを支援している。

コ 生涯学習センターの設置

増大する生涯学習需用に対応するために、情報提供・相談・人材育成機能をもった拠点施設を整備する計画である。

その基本的な機能の一つに、生涯学習を通じた区民相互の交流がある。

現在は、調査・検討中である。

サ 地域開放教室の整備

余裕教室を地域に開かれた生涯学習やコミュニティ活動の場となるように整備する。

現在11校を整備済。ただし、利用率が悪く、今後のあり方を含め調査・検討中である。

シ 学校開放の推進

地域開放教室の他、放課後に校庭や体育館等を地域に開放している。

他にクラブハウスを設置している。

ス 競技大会の開催

区民体育大会・都民体育大会・シニアスポーツ教室・家庭バレーボール・少年サッカー・荒川市民マラソンなど多種多数の大会を主催もしくは共催で実施している。

セ コミュニティ活動の活性化と支援

出張所を中心に各種地域振興事業を実施しており、コミュニティ意識の啓発事業・コミュニティリーダーの育成・自主的活動への支援等を目的としている。

具体的には、出張所地域単位での運動会・地域まつりなどの他、他地区との交流事業や施設見学会・研修会等がある。

ソ コミュニティ施設の体系的整備

支所・出張所の整備・充実や、区民センターの新設・集会所の整備等を実施している。

また、コミュニティ施設のネットワークを図るため、区民センター等施設予約システムを稼働させ、区内の全てのコミュニティ施設で全てのコミュニティ施設を予約できる体制を整えている。

タ コミュニティ推進組織の設置

住民主導の情報誌づくりの支援を、モデル地区（徳丸・清水地区）で実施している。

チ 地域情報誌づくりの支援

大谷口・蓮根地区で補助事業を行っている。

ツ 国際交流会館の新設

外国人との相互理解を深め、外国人にも暮らしやすい地域社会の構築を目指し、国際交流の拠点施設を建設する計画である。

用地は買収済だが、諸般の事情で建設にいたらず、現在は調査・検討の位置付けである。

テ 国際交流意識の醸成

国際理解講座・カントリーシリーズ等を実施している。

ト 国際ボランティアの育成

日本語教師養成講座、ホストファミリー制度、ボランティア団体・個人への活動助成等を行っている。

ナ 語学学習講座の充実

初級外国語講座を実施している。

ニ 外国都市等交流事業の推進

バーリントン市・北京市石景山区・ペナン市・モンゴル国と交流事業を展開している。

ヌ 文化の国際交流事業の推進

国際理解講座・カントリーシリーズ・ポローニャブックフェアを実施している。

ネ 相談・情報提供サービスの充実

A I T I C - B O A R D（外国人向け情報誌）、ホームページ（外国語版）の作成等を行っている。

ノ 地域住民との交流事業の充実

フレンドシップクラブ・国際交流出合いの広場等を実施している。

(4)いきいきとした活気あふれるまちづくりの分野

ア 産業センターの新設

情報提供、人材育成、研究・開発といった地域産業の拠点施設として産業センターを新設するもので、平成 11～13 年度は調査・検討期間である。

実現されれば地域産業を中心としたコミュニティの核となるものであろうが、実際には進展していない。

なお、計画上は国際交流会館との合築で、そうなれば、より幅広いコミュニティの中心施設となりえる。

イ 工場集約化の促進

小規模工場の生産環境の向上等を目的に賃貸型の工場ビルを整備するもので、既に舟渡地区に 2 か所の工場ビルが整備済である。

舟渡出張所との合築なので、地域を巻き込んだコミュニティの核としての期待が持たれるが、実現は、次期、中期総合計画期間になる。

ウ パイロット商店街の形成

区内産業の活性化の牽引役として 5 地域毎にパイロット商店街を形成していこうというもので、商店街を中心とした地域コミュニティの施策といえる。

11 年度に成増商店街、12 年度に上板橋北口商店街で実施している。

エ ショッピングロードの整備

商店街の道路を改善し、愛される商店街を形成することによってコミュニティ意識の向上を図ろうというものである。

毎年 1～2 地域で整備しており、平成 11 年度は板橋駅西口商店街他 2 件、12 年度は常盤台平和通り商工会で実施している。

ハード整備によるコミュニティ意識の向上効果を狙った施策である。

オ 勤労会館の新設

区内中小企業で働く勤労者の文化・教養等の向上を図るための施設で、コミュニティの核となる要素があるが、平成 11～13 年度は調査・検討期間である。

(5) うるおいのあるみどり豊かなまちづくりの分野

ア リサイクル事業の推進（ペットボトルの回収）

コンビニエンスストア等でのペットボトルの回収事業である。

直接的にはコミュニティとは関係ない施策であるが、コンビニエンスストアが地域コミュニティの核となりえるという視点から施策を展開していく必要もある。

イ 事業系資源ゴミ回収事業の推進

商店街から排出される資源ごみの回収事業であり、直接的にはコミュニティ施策ではないが、この施策を通じて商店街のコミュニティが生まれているとも考えられる。

ウ 資源循環型清掃事業の推進

平成12年度の清掃事業の移管に伴う施策であるが、移管に伴い、より地域に密着した数々の施策を展開しており、地域コミュニティとの接点という視点で、今後の展開が期待されるものである。

エ 自然林の保全と活用

民有樹林等の保全事業で、市民緑地等の緑を中心としたコミュニティが生まれている可能性がある。

オ 公共施設の緑化

公共施設が地域に開かれた緑の核となるための施策であり、公共施設が緑によってコミュニティの核となる。また、整備にあたって地域住民の意見等を反映する、という視点では、コミュニティ施策と言える。

カ 自然環境実態調査の実施と活用

住民の手による自然回復実験として、ピオトープ（自然池）整備等を行っており、コミュニティ醸成の効果が上がっている。

整備後の維持についても、整備した区民が地域に愛着を持って行っている。

キ 魅力ある公園づくり

公園等の整備にあたっては、区は積極的に区民の声を聞いており、これがコミュニティにつながっている。

前野町一丁目の「けやきの公園」の整備に代表されるように、公園の計画構想の段階から地域住民と区が一緒になって作業を進めていくというワークショップ方式という手法も採られている。

3 板橋区におけるコミュニティ関連施策の整理

ここで、第2項で第2次実施計画に沿って整理した板橋区のコミュニティ施策を、その手段に着目して整理してみる。

(1) ハード整備によるもの

区民のコミュニティ活動の場を提供するものから、整備にあたって区民の意見を反映させるもの、ワークショップ等の手法を使って住民参加により整備するもの等がある。

ア 区民のコミュニティ活動の場を提供するもの

高齢者や障害者の社会参加のため福祉センター・いこいの家・通所訓練施設等整備・子ども家庭支援センターの新設・ベビールームの整備・ランチルームの整備（高齢者と生徒と一緒に給食を食べるふれあい給食）

生涯学習センターの設置

学校開放の推進（地域開放教室・放課後に校庭や体育館等を開放・クラブハウス）

小学校全校にパソコン導入（学校と地域・家庭をつなぐツールとしての活用）

支所・出張所の整備・充実や区民センターの新設・集会所の整備等

国際交流会館の新設・産業センターの新設

工場集約化の促進（工場ビル）

パイロット商店街の形成（商店街を中心とした地域コミュニティ）

ショッピングロードの整備（愛される商店街 コミュニティ意識の向上）

勤労会館の新設

自然林の保全と活用・公共施設の緑化（緑を中心としたコミュニティ）

イ 整備にあたって区民の意見を反映させるもの

都市防災不燃化の促進（板橋区防災まちづくりの会の「防災まちづくり計画」）

地区計画の推進（住民組織「加賀のまちづくり協議会」が発足）

都市計画マスタープランの策定（板橋区都市計画マスタープラン策定検討委員会）

健康づくり推進体制の整備（健康づくり推進協議会の設置・地域健康会議の開催）

地域福祉推進体制の整備（関係各機関・ボランティアや民間活動団体の協力）

学校規模・学区域の適正化の検討（審議会に町会・PTA・公募区民等）

学校運営協議会（企業・町会・保護者から学校運営に関する意見を聞き反映）
学校地域健全育成協議会（学校・PTA・保護者・町会・保護者・警察等）
都市計画マスタープランの策定（区民アンケートの実施）
市街地再開発事業の推進（区が「まちづくり素案」を提案し地元住民と協議）
公共施設の緑化（整備にあたっては地域住民の意見等を反映）

ウ 地権者との連携・協議等により地域コミュニティを醸成するもの

行き止まり道路の緊急避難路整備・木造賃貸住宅地区の整備促進
地区計画の推進・細街路の拡幅整備

エ ワークショップ等の手法を使って住民参加により整備するもの

自然環境実態調査の実施と活用（住民の手によるビオトープ整備等）
魅力ある公園づくり（前野町一丁目の「けやきの公園」ワークショップ）

(2) ソフト施策

地域コミュニティの醸成のためのイベントの開催や、ボランティアの育成事業・地域ボランティアの活用等の施策がある。

ア イベントの開催

高齢者や児童・生徒との世代間交流や障害者と健常者との交流事業
高齢者と子どもの交流を通じ、知識・技術・文化を継承し、共に生きる意識を醸成
ボランティア活動など児童が地域で活動するための機会を確保
学校公開（年2回、1週間の範囲内で日を決めて授業を公開）
さわやか学習（生徒が区役所・福祉施設等、区内の様々な職場で体験学習）
学習機会の拡充と内容の充実（女性や高齢者の社会参加・仲間作りを支援）
競技大会の開催（区民体育大会・シニアスポーツ教室等、主催もしくは共催）
出張所を中心に各種地域振興事業を実施（運動会・地域まつり・交流事業等）
初級外国語講座の実施・外国都市等交流事業の推進
国際理解講座・カントリーシリーズ・ボローニャブックフェアの実施
フレンドシップクラブ・国際交流出合いの広場等の実施

イ ボランティアの養成

区民防災大学の開講による防災リーダー等の養成
区民の多様な活動を推進する人材として健康づくり推進員を養成
地域における保健・福祉活動の担い手となるボランティアの養成・確保
保健・福祉活動を支える自主的な活動を支援し熱意と能力のある人づくりを推進
日本語教師養成講座

ウ ボランティア・地域活力等の活用

東京都防災ボランティア制度を活用した板橋区建築物応急危険度判定委員会の設置
緊急通報システム（緊急事態に駆けつける協力員は近隣の地域で予め確保）
家庭福祉員の確保
食料等民間協力の確保
ホストファミリー制度

エ 地域活動の支援

障害者の自主的な活動を支援
老人クラブの育成・支援
コミュニティ推進組織の設置・地域情報誌づくりの支援
ボランティアへの活動助成

オ 組織づくり・環境整備等

住民防災組織の充実
関係諸機関や地域・家庭と連携して児童の健全育成のための環境づくり
コミュニティスクール構想の策定
コミュニティ施設のネットワークを図るため施設予約システムを稼働
A I T I C - B O A R D（外国人向け情報誌）ホームページ（外国語版）の作成
コンビニエンスストア等でのペットボトルの回収事業
商店街から排出される資源ごみの回収事業
資源循環型清掃事業の推進（移管に伴いより地域に密着した数々の施策を展開）

4 具体的な取り組みについて

ここで、板橋区のコミュニティ関連施策の中から、地域住民の自発的で積極的なコミュニティ活動という視点で、具体的な取り組みをいくつか取り上げてみる。

(1) 区民の手による自然回復実験：ビオトープ（自然池）整備等

ア 平成9年度の事業

本格的な住民参加によるビオトープづくりは平成10年度に開始されるが、それに先立って、志村小学校コンクリート水槽のエコアップ（コンクリート池に土を入れ水草を植える方法）、高島第六小学校の校庭ビオトープ整備、赤塚公園内の湧水ビオトープ整備を行った。この中でも、赤塚公園内の湧水ビオトープは、平成10年度の住民参加によるビオトープづくりの見本工事として、都立公園内にある湧水を利用して湿地を作ったもので、区の事業ではあるが、地域の自然保護団体（いたばし水と緑の会）が参加して整備を行い、現在も、自然保護団体が管理をしている。

イ 赤塚ため池公園自然池の整備（平成10年度）

平成10年度から本格的な住民参加型事業としてビオトープ整備が開始された。

地域の自然を回復し維持していくためには、区民と板橋区との協働（パートナーシップ）が欠かせない。また、区民が関わっていくためには、計画段階からの参加が大前提である。との観点から、自然保護団体や地元町会等を構成員とする検討会を7回開催し、基本設計から整備方法、維持管理方法まで、区民の手により検討を行った。

工事についても、自然保護団体を中心とした検討会のメンバーや、広報で呼びかけた区民、延べ98人の参加で実施した。

維持管理についても、自然保護団体と板橋区が共同で行っている。

ウ 徳丸が原公園自然池の整備（平成11年度）

平成10年度に、自然回復のケーススタディとして徳丸が原公園をフィールドにワークショップを行ったが、講座修了者を中心にこの公園での自然回復の可能性を考えることになり、現地調査・測量・プランづくり等、赤塚溜池公園の場合と同様、区民による検討会を6回開催して、整備案を策定した。

また、工事についても、平成 12 年 3 月 16 日に地元町会にも参加を呼びかけて打合せを行い、3 月 18 日・19 日・25 日に、講座修了者を中心に地元町会・自然保護団体・高島第一小学校の生徒等、幅広い年齢層の区民、延べ 55 人の参加で行った。

維持管理も、赤塚溜池公園と同様、自然保護団体と板橋区が共同で行っている。

エ 自然保護団体の役割と今後の展開

ビオトープの管理は、自然池であるが故に、数々の問題点を抱えている。

ビオトープは、あくまでも自然の状態（自然に近い状態）でなければならないが、雑草が生い茂った自然池は、人の目には汚く映り、ごみ捨て場になったり、雑草の種が飛ぶという苦情もある。自然池にいるはずのない外来種のアメリカザリガニやブラックバス・ブルーギル等が放流されるということも日常茶飯事である。心ない人たちによって柵が壊されたり、水漏れが起きるといったこともある。

このような状況の中で、ビオトープの維持管理に大きな役割を担っているのが、自然保護団体「いたばし水と緑の会」である。

この会は「板橋区および周辺地域に残る自然を保全し、本来の姿を回復するとともに後世に伝えていく」ことを目的に結成された自然保護団体である。

地域に密着した自然保護団体なので、地域への愛着も深く、自主的に積極的に維持管理を行っている。日常的にビオトープを観察することができるため、多くの情報を持っている。また、手に技のある人たちにより、外来種の捕獲や壊された柵の補修等、多くの問題点に対しても迅速に対応されている。区は自然保護団体ができないこと、例えば重機を使わなければならない補修工事や専門家による勉強会などを開催している。

板橋区としては、試行錯誤を繰り返しながら、今後も、自然回復実験等を通じた区民との協働事業を積極的に展開していく考えであり、平成 12 年度については、区民参加による昆虫調査を実施し、また、平成 10 年度に整備した赤塚溜池公園の自然池及び湧水水路の改善事業を区民とともに展開しているところである。

(2) 魅力ある公園づくり

前野町一丁目にある区立けやきの公園づくりは、公園の計画構想の段階から地域住民と区が一緒になって作業を進めていくというワークショップ方式という手法が採られた。

この公園がある前野町地区は、区のほぼ中央に位置し、工場のまちとして発展してき

たが、現在は、工場跡地にマンションが建設されるなど、工場と住宅が混在して、まちの様相も変わりつつあるところである。この地域に公園が不足していることから、区では1996年に約1,500㎡の工場跡地を公園用地として購入したところ、「公園をつくるなら地元の声を聞いてほしい」との要望が区に寄せられてきた。これを受けて、区では住民に公園の構想づくりに参加してもらうことにした。1998年12月、公園予定地から半径約250m以内に住む住民に構想づくりへの参加を呼びかけたところ、23歳から86歳までの39人から応募があり、公園づくりの研究会が発足した。

ワークショップは1999年1月に第1回目が行われ、計5回実施された。「四季の花が楽しめるようにしたい」「防災広場にしよう」「多目的に利用できる公園がいい」など参加者は3つのグループに分かれて楽しみながら公園の構想を練り、それぞれの考えを発表しあった。これらの案をアドバイザーである大学の先生が構想としてまとめた。

構想では、既存樹木を残す オープンスペースを確保する 防災機能を取り入れる 地域住民の参加できるエリアをつくる が大きな柱とされた。

この構想に基づき、2000年4月に開園した公園は、防災用の井戸が掘られ、地下には貯水タンクが設置された。ベンチはシート部分はずすと災害時にかまどになる。さわやかな木陰をつくってきたケヤキやサクラは従前どおりの姿が残され、ケヤキの周囲につくられた広場は遊びや地域のイベントスペースに利用できるようになった。住民がボランティアで花壇づくりを行えるスペースも設けられた。このように住民の発案にもとづいた地域に親しまれる公園が実現した。

けやきの公園づくりをワークショップ方式で行った効果としては次の点が上げられる。

区は区民の意見を尊重し可能な限り実現に努力する一方、住民は責任ある発言をするようになり、区と地域住民とのパートナーシップが醸成された。

地域の公園は地域できれいにするという意識の高まりが、公園管理の一部を住民が自発的な活動で行い、それを行政が支援するという新しい管理システム「公園管理の里親制度」を創設するきっかけとなった。地域住民からも、従来の町会や自治会の枠にとらわれず、公園というテーマを基に近所付き合いの輪が広がり、完成後の公園では、地域の祭りやボランティア活動の話題も出てくるなど、「これまでの枠を越えた、新しいつながりのご近所さんができた」と評価する声が多く寄せられている。

区ではこれからも住民参加による公園づくりを積極的に進めていくことにしている。

(3) 「働きかけない関与」 地域健康会議の試み

ア ヘルスプロモーション

行政が種々の施策・事業を展開するにあたり、区民と、あるいは地域活動団体＝コミュニティと協働して実施することは、地方分権時代の要請でもある。そのような例をこれまでいくつかみてきたが、ここでは「働きかけない」ことで行政目的を達成し、ひいてはコミュニティの活性化につなげていこうという、逆説的な試みを紹介したい。

公園づくりにしろビオトープにしる、これまでは専属的に行政がやってきたことを区民とともにやろうという試みである。これに対し、行政目標に掲げられながら、本来区民が自主的になさねば意味がないことがある。「健康づくり」がその例である。健康づくりをしましょう、タバコは控えましょう、栄養のバランスを考えましょうなどと、これまでの行政は、健康教育の名目で様々な啓発活動を実施してきたが、どれも区民一人ひとりが主体的に取り組まなければまったく意味がない。こうした非代替的行為を事業化することは非常に難しい。そこで近年取り上げられているのがヘルスプロモーションという概念である。

健康づくりは、本来個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むべき課題であるが、個人の力ではなかなか長続きしなかったり、マンネリになったり、なによりつまらないことなどから、限界がある。健康づくりに関し、正しい知識をもったリーダーが地域で活動の輪を広げ、参加と対話のなかで、健康づくりの大切さに気づき、そして実践していく。さらに健康というキーワードを中心軸としたその輪が大きくなるとともに、別の輪が生まれ、それが重なり、健康を媒介としたコミュニティの活性化につながる。このように個人の力と社会の力をあわせて一人ひとりの健康を実現すること、住民主体による参加型の健康づくりをヘルスプロモーションという。

イ 地域健康会議の誕生

平成8年度、新たな基本計画が策定されたとき、保健の分野の新規事業として「健康づくり推進体制の整備」が計画化された。内容は健康づくり推進協議会の設置、地域健康会議の開催、健康づくり推進員の養成という3つの柱からなっていた。地域健康会議は、平成8年、9年の2か年にわたる検討期間を経て平成10年度から実施された。平成8年度検討が始まった当初はヘルスプロモーションの概念はなく、健康福祉センターごとに、町会をはじめとする各団体の代表者があつまり、健康をテーマに会議を開くという内容が想定されていたが、実施の段階ではこれが覆され、健康づくりを实践するグル

ープを育成・支援する位置付けとなった。対象は各健康福祉センターに任せられ、地域の独自性が認められた。また、実施内容もそれぞれの健康会議の自主性に任せられることとなった。

ウ 試行錯誤の3年間

立ち上げも内容も各健康福祉センターに委ねられ、試行錯誤の地域健康会議が始まった。唯一統一的な考え方は、一度立ち上げたらあとは健康会議の自主性に任せ、行政は見守るだけで働きかけないという原則であった。

例として赤塚地域健康会議の状況をみてみよう。構成メンバーは、区の実施した健康推進員養成講座修了者、公募による参加者、保健所時代からの自主グループのメンバーなどであった。メンバーの積極的な参加と対話により、「史跡を歩こう会」、「農園グループ」、「らくらく体操」などの取り組みが実践されてきた。区は、会場を提供し、会議にオブザーバーとして同席するが、会の方向性を左右するような発言は一切しない。あくまでも会の主体性に任せているのである。

高島平の地域健康会議は、健康づくり推進員養成講座修了者、在宅栄養士会、自主グループ、町会、公募会員により20名程度で産声をあげた。1年目は、自分たちが楽しむことからはじめ、クッキー作りやウォーキング、メーカー教室などを実施した。ウォーキングの際は、会員だけでなく、地域住民に広く呼びかけて輪を広げている。2年目にはいると、効率的に進めるために、運営委員方式を導入した。また、高島平まつりなど、地域の行事にも積極的に参加し、地域に活動の輪を広げつつある。

志村の健康会議は、環境に興味を持つ会員がいたことから、環境と健康を活動テーマの一つに加えて、子どもたちも巻き込んだイベントを実施した。

去る2月19日に5地域の健康会議がそろって交流会が行われた。それぞれの地域の活動を発表する姿には、自分たちが主体的に活動をしているという自信がみなぎっていた。

5地域それぞれ特色のある活動内容であるが、いずれの地域も、「健康づくりは楽しむこと」が共通したコンセプトである。上板橋地域の目標は「楽しく健康づくりを考え、全ての人に出会いのきっかけをつくろう」であるし、板橋地域のテーマは「健康イコール楽しいこと」である。こうした中から、会員が、自分が所属する別の地域活動グループに戻って健康づくりの大切さ、楽しさを広げていくという動きもみられるようになっている。

一方、参加者の中にはまだ会議の位置付けが不明確であるという戸惑いがある。行政

主導でないという手法に慣れていないこともあるが、会議の性格がボランティアなのか、行政の懇談会的なものなのか、会議の運営経費はどうやってまかなえばよいのか、行政に対し意見や要望は言えるのか等等である。

エ コミュニティ活動として

地域健康会議の活動は、コミュニティを育てるという視点に立つと、興味深いものがある。まだまだ生まれたてで、地域活動サークルの域を出ないが、今後育っていけば、健康づくりを代表する地域活動グループになりうる。ゆるやかな連帯によるネットワーク型のコミュニティの一翼を担うことができるのではないかと期待される。

働きかけを極力抑えて参加と対話を促し、自主性を尊重することで責任と積極性を引き出す地域健康会議という試みの今後の展開を注視していきたい。

(参考) 5 地域健康会議の 12 年度の活動

	板橋	上板橋	赤塚	志村	高島平
テーマ・目標	・健康イコール楽しいこと ・皆が先生、皆が生徒	楽しく健康づくりを考えて全ての人達に出会いのきっかけをつくらう	皆が明るく、楽しく、元気よくなる健康づくり。	地域の人達の健康度を知ろう!	みんなでつくろう健康のまち
活動内容(イベント)	・楽しく体を動かそう ・ウォーキング・元気になる秘訣(実技と講演)・ストレッチ ・大根掘り・豚汁会	・盛りだくさんの花見会 ・動物園に行こう ・子育てあったか豚汁	・史跡を歩こう会 ・農園グループ ・らくらく体操	・蓮根さくらまつり参加 ・夏休み子ども健康探検隊 ・ウォーキング教室 ・講演会開催	・ウォーキング(毎月12日実施) ・調理実習(夏ばて解消スタミナ料理) ・フラダンス ・高島平まつり ・ハーブを使った小物づくり